令和７年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業

（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）

【説明資料】

項目・事業名
上越市地域クラブ認定制度
令和７年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業
Ⅰ　指導者謝金の支援
Ⅱ　指導者資格取得の支援
Ⅲ　指導者研修会の開催

【書類の提出先】

★上越市スポーツ協会
〒943-0805 新潟県上越市木田 1-17-33
TEL：025-525-4119
MAIL: taikyo@ joetsu.ne.jp

★上越 SC ネット
〒943-0311 新潟県上越市三和区島倉 2382 番地 3
三和スポーツセンター内
TEL：090-1258-4582
MAIL: joetsuscnetto@ gmail.com

【問合せ先】
上越市教育委員会
〒942-8563 新潟県上越市下門前 1770 番地

◎上越市地域クラブ活動整備方針・支援に関すること
教育総務課 地域クラブ活動推進室
TEL :025-545-9267
MAIL: c-club-katsudou@city.joetsu.lg.jp

◎地域スポーツクラブ活動実証事業に関すること
スポーツ推進課
TEL：025-545-9246
MAIL：sports-k@city.joetsu.lg.jp

上越市地域クラブ認定制度　～上越市地域クラブ活動整備方針～

「上越市地域クラブ活動整備方針」で示す上越市地域クラブ活動の目的、理念などに沿う活動を行うスポーツ・文化芸術団体を公募し、認定要件を満たしたクラブを**「上越市地域クラブ」**として認定する。（認定要件や申請方法については別紙「『上越市地域クラブ活動整備方針』Ⅲ 上越市地域クラブ認定制度」を参照）

上越市地域クラブとして認定したスポーツ団体を対象に中学生の地域スポーツクラブ活動実証事業を行う。

地域スポーツクラブ活動実証事業

Ⅰ　指導者謝金の支援　～指導者の確保と持続可能な運営体制に向けた支援～

1　目的

指導者としての資質を満たした人材の確保を図るとともに、適正な地域スポーツクラブの運営体制を整備し、地域における持続可能なスポーツ活動を推進する。

2　事業内容

⑴ 対象となる活動

「上越市地域クラブ」の認定を受けたクラブが行う土曜日、日曜日及び国民の祝日の活動

⑵ 対象期間

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日まで

⑶ 支援額

指導者１人につき、１，０００円／時間

ただし、１日３時間以内、年間 48 日を上限。1 時間単位とし端数は切り捨てる。

⑷ 対象条件

① 「上越市地域クラブ」認定申請書類「令和 7 年度クラブ参加者名簿」（様式３）に記載の市内在住の中学生が 5 人以上在籍していることを条件とし、５人につき１人の指導者に支払う。参加者名簿について年度途中に変更がある場合は速やかに再提出を行う。

② 指導者は、次の各号のいずれかの要件を満たすこと

ア 小学校・中学校・高等学校のいずれかの教員資格を有している人

イ 公益財団法人日本スポーツ協会公認のスタートコーチ以上またはスポーツコーチングリーダーの資格を有している人

ウ 令和７年度に開催する市主催の指導者研修会を受講している人

⑸ 申請手続きと謝金の支払い

① 所属する運営団体（上越市スポーツ協会または上越ＳＣネット）に「上越市地域クラブ認定通知書(写)」と地域クラブ「指導者登録書（様式①）」を提出する。

② ①の「上越市地域クラブ認定通知書(写)」、「指導者登録書（様式①）」および⑷②の指導者要件の３点が確認できた時点で指導者謝金の支払要件を満たすものとし、当月指導分から支払可能とする。

③ 業務月報（様式②）の提出…各指導者は毎月末に当該月の業務月報を作成し、運営団体（上越市スポーツ協会・上越ＳＣネット）に提出する。

④ 謝金の支払い…運営団体から対象の指導者（個人）に謝金を支払う。支払いに当たっては、源泉徴収（10.21%）を行う。

Ⅱ　指導者資格取得の支援　～指導者の確保～

1　目的

各種競技の専門性や適正な資質・能力を有する指導者の確保を図り、地域クラブ活動を支える人材を確保する。

2　事業内容

⑴ 対 象 者

① 本市に住所を有していること。

② 市税を滞納していないこと。

③ 「上越市地域クラブ」として認定を受けた団体の指導者であること。

⑵ 対象資格

① 公益財団法人日本スポーツ協会が公認するスポーツ指導者資格のうち次のいずれかの資格

ア スタートコーチ以上（競技別、ジュニア・ユースいずれか）

イ スポーツコーチングリーダー

② 上記資格に相当する資格であると認める資格

⑶ 支援額

① 資格受講料（対象経費）に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、18,000 円を限度とする。

② 所属する団体等から助成金を受けたときは、その助成金の額を差し引いた額を対象経費とする。

⑷ 申請手続き

対象者は次の書類をスポーツ推進課に提出する。

① 取得した資格の概要が分かる書類

② 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得した資格証、合格証、免許証その他資格が分かる書類の写し

③ 領収書その他対象経費の支払いを証する書類の写し

④ その他市長が必要と認める書類

Ⅲ　指導者研修会　～指導者の育成～

1　目的

指導者研修会を開催し、適正な資質・能力を有する指導者の育成を図り、地域クラブ活動を支える人材の育成をする。

2　事業内容

⑴ 対象者

市内で中学生等を対象に指導を行う人、または指導を行う予定の人

⑵ その他

① 参加費は無料。

② 指導者研修会を受講した指導者は「Ⅰ指導者謝金に係る費用の支援」における指導者要件を満たすものとする。

令和5、6年度と令和7年度　実証事業の変更点

項目	支援	令和５・６年度	令和７年度	実施内容及び変更の背景
持続可能な受け皿づくりと指導者確保	■指導者謝金に係る費用の支援	【令和5・6年度】 上越市スポーツ協会加盟団体または上越ＳＣネット加盟団体のいずれかに所属する指導者を対象にする。 ・指導者1人につき1,500円／時間を1日3時間を上限に支援 ・対象指導者数は競技ごとの基準による。 【指導者の要件】 次のいずれかとする。 ア　教員の資格を有している人 イ　コーチⅠ以上の資格を有している人 ウ　市主催の令和6年度指導者講習会を受講している人	「上越市地域クラブ」として認定したスポーツ団体の指導者を対象にする。 ・指導者1人につき1,000円／時間を1日3時間を上限に支援 ・競技に関係なく、生徒5人につき1人の指導者に支援 【指導者の要件】 次のいずれかとする。 ア　教員の資格を有している人 イ　スタートコーチ以上またはスポーツコーチングリーダーの資格を有している人 ウ　市主催の令和7年度指導者研修会を受講している人	実証事業開始（令和５年度）当初から、受益者負担の原則について理解を求めてきており、当市の部活動指導員の時給（1,440円）、近隣市町村への聞き取り、教職員への聞き取りの結果を踏まえ1時間1,500円を設定し指導者謝金に係る費用の支援を行ってきたが、令和7年度は受益者負担の理解が浸透する中で、指導者謝金の一部を支援し、各クラブがクラブの実情に見合った謝金・会費を設定し運営を行う等、組織としての自立を促すもの。 ※実証事業活用２年目、３年目の自治体については、クラブが持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、収支構造の検証に資するものにするよう国から示されているため。
指導者の育成と団体運営ノウハウの向上	■指導者資格取得に係る費用の一部を支給	【令和5・6年度】 上越市スポーツ協会加盟団体または上越ＳＣネット加盟団体のいずれかに所属する指導者を対象にする。 ・受講料に2分の1を乗じて得た額を18,000円を上限に支払う。 対象資格： 日本スポーツ協会認定 ・コーチ１	「上越市地域クラブ」として認定したスポーツ団体の指導者を対象にする。 ・受講料に2分の1を乗じて得た額を18,000円を上限に支払う。 対象資格： 日本スポーツ協会認定 ・コーチ１ ・コーチングリーダー ・スタートコーチ	より多くの指導者に、指導の根幹となるガバナンスの重視やハラメント防止、子どもの発達、プレイヤーズセンタードな考え方について向き合い、学んで欲しいという観点から「共通科目1」にあたる部分を重視し、「コーチングリーダー」（学習時間45時間）を対象資格として追加する。 また、地域スポーツ活動において、必要最低限度の知識・技能を習得し、子どもたちにスポーツ・運動（遊び）の楽しさ、安全・安心な活動を提供することのできるスポーツ指導者の増加・確保を図るため、指導者のスタート資格である「スタートコーチ」（学習時間19時間）も追加する。
	■指導者研修会の開催	【令和5年度】 5月、12月の2回開催 【令和6年度】 4月に1回開催 (5月、7月にビデオ講習会を開催)	日時：令和7年4月13日(日) 10:00～15:30（予定） 場所：上越文化会館　中ホール	指導者の質の向上と地域クラブ活動の取組意義を共有するため、地域クラブ活動の指導者としての心構えや小中学生に対するコミュニケーションスキル、地域クラブマネジメント等に関する研修会を開催する。 なお、スポーツ指導者、文化芸術の指導者共通の研修会とする。
子どもたちと地域クラブの出会いの場づくり	■地域クラブフェアの開催	【令和5年度】 日時：　4月22日(土) 11月11日(土) 【令和6年度】 日時：　5月11日(土) 12月21日(土) 場所：リージョンプラザ上越 内容：各団体による事業説明ブースの 設置、PR（ステージで実施）、スポーツに関連する著名人トークショー	日時：令和7年11月15日(土) 場所：リージョンプラザ上越 内容：未定（※年１回）	中学生に限らず、小学生や幼児も対象とし、子どもたちが幼少期から地域のスポーツクラブで親しむきっかけづくりにつなげることを目的とし、子どもたちの「やってみたい」活動を見つける場として開催するもの。
安心して参加できる仕組みづくり	■保険料相当額の支援	【令和5・6年度】 ・加入した保険料の額と次の上限額のいずれか低い方の額（中学生：800円／人、指導者1,850円／人）	公的支援なし	指導者・生徒の活動中の傷害、賠償責任事故に備えるため、保険加入の大切さを周知し、加入促進に向けた支援を行ってきており、保険加入の必要性について一定の理解を促すことができたことから、受益者負担とするもの。 保険は「自身を守るためのもの」であり自己負担が本来の姿であるため、令和7年度は保険料の支援は行わない。